

身体障害者等に対する軽自動車税の減免

竹原市では、身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が積極的に社会活動に参加できるように、一定の要件を満たす軽自動車等については、軽自動車税を申請により減免することとしています。

●減免の範囲

次の表の（ア）～（オ）のいずれかに該当する自動車が減免の対象となります。

	軽自動車の所有者	運転者	本人の利用の頻度	障害の程度
(ア)	本人	本人	特に問わない	身体障害者手帳、戦傷者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
(イ)	生計同一家族		全用途に対して	
(ウ)	本人	生計同一家族	５０％以上又は週	
(エ)	生計同一家族		３回以上身体障害者等の移動のため	
(オ)	身体障害者等のみで構成される世帯の構成員	常時介助者	に使用している	

区 分			障害の程度	
			本人が運転する場合	家族又は常時介護者が運転する場合
視覚障害	身体障害者	級	2級～4級	1級～4級
	戦傷病者	項症	特別～4項	
聴覚障害	身体障害者	級	2級及び3級	
	戦傷病者	項症	特別～4項	
平衡機能障害	身体障害者	級	3級	
	戦傷病者	項症	特別～4項	
上肢不自由	身体障害者	級	1級及び2級	
	戦傷病者	項症	特別～3項	
下肢不自由	身体障害者	級	1級～6級	1級～3級
	戦傷病者	項症	特別～6項	特別～3項
		款症	1款～3款	
体幹不自由	身体障害者	級	1級～3級、5級	1級～3級
	戦傷病者	項症	特別～6項	特別～4項
		款症	1款～3款	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	身体障害者	1級及び2級	
	移動		1級～6級	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・肝臓・ぼうこう・直腸又は小腸の機能障害	身体障害者	級	1級及び3級	
	戦傷病者	項症	特別～3項	
音声機能障害	身体障害者	級	3級（咽頭摘出による音声機能障害に限る）	
	戦傷病者	項症	特別～2項（咽頭摘出による音声機能障害に限る）	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1級～3級	
肝臓	身体障害者	級	1級～3級	
	戦傷病者	項症	特別～3項	
知的障害者			㊦及びA	
精神障害者			1級	